

議 案

〔 令 和 6 年 9 月 24 日 〕
〔 第 3 回 水 戸 市 議 会 〕
〔 定 例 会 追 加 〕

市議会議案第90号 水戸市監査委員選任の同意を得ることについて

市議会議案第90号

水戸市監査委員選任の同意を得ることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、次の者を水戸市監査委員に選任したいので同意を得たい。

白 田 敏 範

令和6年9月24日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

第196条第1項 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

議 案

〔令和6年9月24日〕
〔第3回水戸市議会〕
〔定例会追加〕

市議会議案第91号 水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

市議会議案第91号

水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき、次の者を水戸市職員懲戒審査委員会の委員に選任したいので同意を得たい。

陶 山 二 郎

令和6年9月24日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法施行規程抜粋

第16条第3項 委員は、市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

議 案

〔令和6年9月24日〕
〔第3回水戸市議会〕
〔定例会追加〕

市議会議案第92号 水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

市議会議案第92号

水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき、次の者を水戸市職員懲戒審査委員会の委員に選任したいので同意を得たい。

今 関 裕 夫

令和6年9月24日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法施行規程抜粋

第16条第3項 委員は、市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

議 案

〔令和6年9月24日〕
〔第3回水戸市議会〕
〔定例会追加〕

市議会議案第93号 水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

市議会議案第93号

水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき、次の者を水戸市職員懲戒審査委員会の委員に選任したいので同意を得たい。

鈴木大輔

令和6年9月24日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法施行規程抜粋

第16条第3項 委員は、市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

議 案

〔令和6年9月24日〕
〔第3回水戸市議会〕
〔定例会追加〕

市議会議案第94号 水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

市議会議案第94号

水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき、次の者を水戸市職員懲戒審査委員会の委員に選任したいので同意を得たい。

園 部 孝 雄

令和6年9月24日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法施行規程抜粋

第16条第3項 委員は、市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

議 案

〔 令 和 6 年 9 月 24 日 〕
〔 第 3 回 水 戸 市 議 会 〕
〔 定 例 会 追 加 〕

市議会議案第95号 水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

市議会議案第95号

水戸市職員懲戒審査委員会委員選任の同意を得ることについて

地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第16条第3項の規定に基づき、次の者を水戸市職員懲戒審査委員会の委員に選任したいので同意を得たい。

大 信 成 人

令和6年9月24日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法施行規程抜粋

第16条第3項 委員は、市又は特別区の職員のうちから2人及び学識経験を有する者のうちから3人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て選任する。委員長は、委員が互選する。

議 案

〔 令 和 6 年 9 月 24 日 〕
〔 第 3 回 水 戸 市 議 会 〕
〔 定 例 会 追 加 〕

市議会議案第96号 人権擁護委員候補者の推薦について

市議会議案第96号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を本市の区域の人権擁護委員の候補者として推薦したいので同意を得たい。

荒 川 誠 司

令和6年9月24日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

議 案

〔 令 和 6 年 9 月 24 日 〕
〔 第 3 回 水 戸 市 議 会 〕
〔 定 例 会 追 加 〕

市議会議案第97号 人権擁護委員候補者の推薦について

市議会議案第97号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、次の者を本市の区域の人権擁護委員の候補者として推薦したいので同意を得たい。

高 信 幸 男

令和6年9月24日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。